



国土動第106号
平成27年1月18日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について

標記について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号）が平成26年11月19日に公布されたところであり、平成27年1月18日より施行される。

これに伴い、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動発第3号）を別添のように改正し、平成27年1月18日から施行する。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行いたい。

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国土交通省総動発第3号）

（下線部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当っては以下の1から3を、建物の売買 又は交換の契約に当っては1から6までの事項を、宅地の借借の契約に 当たっては1から3までの事項を、建物の借借の契約の契約 に当たっては1から5までの事項を説明することとする。 1 (略) 2 宅地又は建物が土砂災害警戒区域内にある旨について（規則第16条 の4の3第2号関係） 本説明義務は、売買・交換・貸借の対象である宅地又は建物が土砂災 害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1 項により指定された土砂災害警戒区域内にあるか否かについて消費者に 確認せしめるものである。 3～13 (略)</p>	<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当っては以下の1から3を、建物の売買 又は交換の契約に当っては1から6までの事項を、宅地の借借の契約に 当たっては1から3までの事項を、建物の借借の契約の契約 に当たっては1から5までの事項を説明することとする。 1 (略) 2 宅地又は建物が土砂災害警戒区域内にある旨について（規則第16条 の4の3第2号関係） 本説明義務は、売買・交換・貸借の対象である宅地又は建物が土砂災 害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1 項により指定された土砂災害警戒区域内にあるか否かについて消費者に 確認せしめるものである。 3～13 (略)</p>